委託訓練事業質問書に関する回答

番号	募集要領・仕様書該当箇所	内容	回答
1	仕様書 第5　1定員変更について	提案書に定員15人まで受け入れ可能と記述した場に受講生の応募が15人を越えた時には、定員変更を申請することは可能か。	定員15人を越えて受け入れ可能の場合は、予め鑑文に受け入れ可能定員を記載してください。
2	仕様書 第5　1定員変更について	受講生の応募が15人を越えた場合、必ず定員変更の提出が必要であるか。	貴見の通りです。15人を超えて応募があり、訓練機関が受け入れ可能である場合、必ず定員変更届を産業技術専門校へ提出してください。
3	仕様書 第5　1定員変更について	定員変更届の提出期限は募集締切の翌々日とあるが、開庁日という認識でよろしいか。	貴見の通りです。
4	仕様書 第1　4(2)①	講師の配置について、訓練内容が実技のものにあっては15人に1人以上とあるが、定員が20人になった場合も同様の取り扱いであるか。	定員15人及び20人の場合も、同様に講師1人以上の取り扱いです。
5	仕様書 第2 (3)④	申請にあたり、5か月の訓練の日程調整をしているところです。 現在、5か月目に1日祝日が入っており、2日間ハローワーク来所日を入れると、平日の設定が18日間しかできません。 そのうち1日を修了式のある日として、オリエンテーションを3時間で設定しました。 つまり、17日×6時間、1日×3時間と設定すると、105時間となり、仕様書に記載のある108時間には3時間増やさないと設定できないことになります。 修了式のある最終日にオリエンテーションの前に3時間授業を加えなければならないでしょうか。 それとも、5か月間合計して1か月あたりの平均が108時間以上あれば、よしとしていただけるのでしょうか。現在5か月合計すると552時間となっており、1か月あたりの平均が108時間以上の設定になっております。回答よろしくお願いいたします。	仕様書5ページ第2(3)④に記載のとおり、実施時間は1日6時間、1か月108時間以上を標準としておりますが、訓練期間に年末年始等の大型連休をはさむ場合は、総訓練時間が「訓練月数×108時間」以上で設定可能ですので、追加で設定は不要となります。